

運営規程

デイサービス わら美

(指定地域密着型通所介護事業)

目次

- 1 事業の目的
- 2 運営の方針
- 3 事業所の名称等
- 4 職員の職種、員数
- 5 職員の職務内容
- 6 営業日及び営業時間
- 7 通常の事業の実施地域
- 8 指定地域密着型通所介護の利用定員
- 9 指定地域密着型通所介護計画書の作成
- 10 指定通所介護の内容
- 11 利用料その他の費用の額及び支払い方法
- 12 契約時の書類提出
- 13 緊急時における対応
- 14 非常災害対策
- 15 衛生管理及び指定地域密着型通所介護従業者等の健康管理等
- 16 苦情処理
- 17 秘密保持
- 18 事故発生時の対応
- 19 身体拘束
- 20 利用者の守るべき事項
- 21 職員の業務の心得
- 22 職員研修
- 23 記録の整備
- 24 サービス利用に当たっての留意事項
- 25 その他運営に関する留意事項
- 26 介護給付費算定に係る体制等
- 27 虐待防止に関する事項
- 28 第三者による評価

デイサービス わら美 運営規程
(指定地域密着型通所介護事業)

(事業の目的)

第1条 わら美合同会社が開設する指定地域密着型通所介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び職員が要介護状態と認定された利用者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定地域密着型通所介護の提供に当っては、機能訓練を柱として指定地域密着型通所介護サービス提供し、要介護者の機能回復向上に努め、要介護状態の改善を図り介護給付費の抑制に努める。

- 二 利用者の機能回復向上を図り、家族の介護負担軽減に努める。
- 三 指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知症状の状態にある要介護に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。
- 四 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定地域密着型通所介護の提供に努める。
- 五 事業の実施に当たっては、家族等、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービス わら美
二 所在地 沖縄県国頭郡今帰仁村字平敷 295 番地

(職員の職種、員数)

第4条 事業所の職員の職種、員数（定数）は、次のとおりとする。

- | | | |
|---|---------|---------------------------|
| 一 | 管理者 | 1名（常勤兼務1名） |
| 二 | 介護職員 | 8名（常勤専従2名、常勤兼務3名、非常勤専従3名） |
| 三 | 生活相談員 | 3名（常勤兼務3名） |
| 四 | 機能訓練指導員 | 1名（非常勤専従1名） |
| 五 | 看護職員 | 複数名（非常勤専従4名） |
| | | 業務委託、訪問看護ステーション クラセル名護 |

(職員の職務内容)

第5条 前条の職員の職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
管理者は、利用申し込みに係る調整を行い、職員と協同で指定地域密着型通所介護計画書を作成する。
管理者は、生活相談員とともに、ご利用者からの相談受付を行い、ご家族等、居宅介護支援事業所ならびに関係事業所との連携のもと、相談解決を行う。
- 二 介護職員は、要介護者の観察及び健康管理を行なうとともに、心身の状態等に応じ適切な介護を行う。

- 三 生活相談員は、要介護者やその家族の処遇上の相談、レクリエーションの計画指導を行うと共に、指定地域密着型通所介護計画の作成の取りまとめ、居宅介護支援事業所や関係市町村との連携及びボランティアの指導に従事する。
- 四 機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練を行う。
- 五 看護職員は、要介護者の健康チェック、健康指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日～土曜日（祝日は営業する）までとし、日曜日、6月第一土曜日、12月31日～1月3日は休業日とする。
 - 二 営業時間 午前8時30分から午後6時までとする。
 - 三 サービス提供時間 午前9時30分から午後5時までとする。
- ＊台風接近時、災害時等は利用者の安全を優先して休む場合もある。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施区域は、今帰仁村及び本部町とする。

(指定地域密着型通所介護の利用定員)

第8条 事業所の定員は、15名とする。

(指定地域密着型通所介護計画書の作成)

- 第9条 居宅サービス計画書に基づき、要介護者が利用者本位のより良いサービスが受けられる様に、サービス利用者、家族等、介護支援専門員、関係者と協力して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した指定地域密着型通所介護計画書を作成する。
- 二 指定地域密着型通所介護計画書の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族等に対して説明し、利用者の同意を得る。
 - 三 指定地域密着型通所介護計画書を作成した際には、当該指定地域密着型通所介護計画書を利用者に交付する。
 - 四 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、指定地域密着型通所介護計画書に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第10条 事業所においては、利用者のニーズに応じた次のサービスを提供する。

一 食事

ご利用者の状態に応じて、一人ひとりに合った食事を提供する。

二 入浴

ご利用者の身体機能を最大限に生かしながら、その状況に応じて、動作し難い部分への介助として、着脱、移動、洗身の見守り、介助を行い、可能な限り本人の出来る部分を行って頂き、確認・観察を行いながら、補助用具（シャワーチェア等）を使用して介助する。

三 身体介護（日常生活のお世話）

歩行・バランス不安定な利用者に対し、施設内外移乗、移動時、排泄時の見守りその他必要に応じて介助する。

四 健康管理

朝の健康管理として、体温・血圧・脈拍を計測しご利用者平均値の変動がある方に対しては、利用中の臨検（体温・血圧・脈拍等の再測定及びご利用時間中の経過観察）、入浴中の皮膚観察を行い、必要に応じて、病院受診の促しを行う。

五 機能訓練

加齢、病気等で損なわれた体の機能の回復を目指して訓練を行う。日常生活動作訓練や、運動療法、物理療法、作業療法等の個別訓練と、疼痛緩和のためのマッサージを行う。また集団活動（柔軟、器具を使った体操）を通して体を動かし、楽しみながら運動を行う。

六 相談援助サービス

生活相談員によって、ご利用者の現在の状況を聞き取り、把握し、ご利用者の生活での悩み、問題がある場合、ご本人、家族等、介護支援専門員、関係者と連携を図りながら、解決に向けて取り組む。

七 送迎サービス

ご利用者のお宅まで、安心・安全に送迎車にて送迎を行う。その際、車酔いされる方に関しては、最短時間での送迎が出来る様、調整する。

八 その他のサービス趣味活動

遊びやクラブ活動、社会交流を通して生きがいのあるライフスタイルを実現し自分の経験や得意なことを遊びやゲームの中で生かし、社会参加を促していく。また、そうしたことを通して、高齢者や障害者も地域の人々とのつながりをつくり、生きがいを再発見し生活の質を高める。

- 日常的に行われるレクリエーション
利用時間中に行われる体を使ったゲームや、頭脳ゲーム
クラブ活動（三味線、囲碁・将棋、園芸、手工芸等）、
- 年間を通して行われる行事
（園児交流会、季節行事、屋外散歩、敬老会、誕生会等）

（利用料その他の費用の額及び支払い方法）

第11条 指定地域密着型通所介護の利用料金の額は厚生労働大臣が定めた基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。厚生労働大臣が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する。

二 前項の外、以下の費用を徴収できるものとする。

- 一 食事代は400円とする。
- 二 おむつ代は、1枚150円とする。

三 前二項の利用料金の支払いを受ける場合、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける事とする。

四 支払方法は直接窓口にて支払う方法と、振込による支払方法があり、支払確認後、該当料金の領収書を交付する。

（契約時の書類提出）

第12条 指定地域密着型通所介護を利用しようとする者は、下記の書類を事業者に提出するものとする。

- 一 指定地域密着型通所介護利用同意書
- 二 その他事業所が必要とする書類

（緊急時における対応）

第13条 指定地域密着型通所介護従事者等は、指定地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第14条 事業所の管理者は、要介護老人等を利用対象としているため、各種災害に即対応できる十分な防災対策を講じ、防災管理者を定め、防災計画、保守点検、消火訓練、通報・避難訓練等を年2回開催実施する。

二 指定地域密着型通所介護の実施中に天災その他の災害が発生した場合、指定地域密着型通所介護従事者等は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従う。

(衛生管理及び指定地域密着型通所介護従事者等の健康管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設・食器・その他設備・飲用水について衛生的な管理に努め、感染症がまん延しないように必要な措置を講じる。

二 事業所は、指定地域密着型通所介護従事者に対し伝染病に関する基礎知識の習得に努めるとともに年1回以上の健康診断を受診させる。

(苦情処理)

第16条 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者を設置し苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるとともに、その記録を保管する。

(秘密保持)

第17条 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。また職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員と雇用契約締結をする。

二 事業所はサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合には当該家族等の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、保険者、家族等、居宅介護支援事業所及び市町村へ連絡を行うとともに、速やかに必要な措置を講じることとします。また、損害すべき事故に関しては、速やかに損害賠償を行うこととします。

二 指定地域密着型通所介護従業者等は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は事故処理簿を作成し、各事故を記録・保管し再発防止に努める。

(身体拘束)

第19条 指定地域密着型通所介護従業者等は、サービスの提供にあたっては、当該利用者、または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

(利用者の守るべき事項)

第20条 利用者の守るべき事項は次のとおりとする。

- 一 洗面所、便所は常に清潔を保つようお互いに注意をするよう努める。
- 二 事業所内では、酒気を帯びてはならない。
- 三 喫煙は、所定の場所以外ではしてはならない。
- 四 許可なく無断外出してはならない。
- 五 故意又は無断で施設の設備、備品等に損傷を与え又これを事業所外に持ち出してはならない。
- 六 事業者の許可なく施設内で政治活動、物品販売等の行為をしないこと。
- 七 指定地域密着型通所介護実施時間中、必要としない火器、凶器、その他の危険と思われる物品を所持しないこと。
- 八 事業所内での宗教活動は、禁止する。

- 九 風紀を乱さないこと。
- 十 事業所においては、高声騒音を慎むこと。
- 十一事業所内へのペットの持ち込みは、禁止する。

(職員の業務の心得)

- 第21条 事業所に勤務する職員は、関係法令及び他の規律等、諸規定を遵守し協調の和をもって事業所の秩序を維持するものとし、次の事項に留意しなければならない。
- 二 利用者に対しては、人格を遵守し「明るく、親切、丁寧」を旨としてサービスの向上に努める。
 - 三 向上心をもって、より高度な専門知識と技能を身につけるよう努力を怠らない。
 - 四 常に健康に留意し、明朗な態度を心がけるように努める。
 - 五 お互いの創意工夫により、仕事の能率と質の向上に努める。

(職員研修)

第22条 事業所の職員は、質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回
- (3) 社内研修 月1回

(記録の整備)

第23条 事業所は、従事者、設備・備品、及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 二 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (一) 指定地域密着型通所介護計画
 - (二) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (三) 市町村への通知に係る記録
 - (四) 苦情の内容等の記録
 - (五) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(サービス利用に当たっての留意事項)

第24条 利用者は指定地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定地域密着型通所介護事業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、わら美合同会社と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(介護給付費算定に係る体制等)

第26条 事業所は、介護給付費算定に係る体制等を整備することができる。

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)を算定する。
- (2) 入浴介助加算(Ⅰ)を算定する。
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)を算定する。
- (4) 介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する。

(虐待防止に関する事項)

第27条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を実施する。

二 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(第三者による評価)

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
	2 なし		

附 則

この規程は平成23年 7月 1日から施行する。
この規程は平成24年4月1日より改正し施行する。
この規程は平成24年9月1日より改正し施行する。
この規程は平成25年3月1日より改正し施行する。
この規程は平成25年11月1日より改正し施行する。
この規程は平成26年8月19日より改正し施行する。
この規程は平成27年3月1日より改正し施行する。
この規程は平成27年4月1日より改正し施行する。
この規程は平成28年4月1日より改正し施行する。
この規程は平成29年7月1日より改正し施行する。
この規程は平成29年8月1日より改正し施行する。
この規程は平成30年4月1日より改正し施行する。
この規程は平成31年2月1日より改正し施行する。
この規程は令和3年2月1日より改正し施行する。
この規程は令和3年6月3日より改正し施行する。
この規程は令和3年7月1日より改正し施行する。
この規程は令和4年6月1日より改正し施行する。
この規程は令和4年9月1日より改正し施行する。
この規程は令和5年4月1日より改正し施行する。
この規程は令和5年5月1日より改正し施行する。
この規程は令和6年4月1日より改正し施行する。
この規程は令和6年9月1日より改正し施行する。
この規程は令和7年2月1日より改正し施行する。
この規程は令和7年4月1日より改正し施行する。
この規程は令和7年6月1日より改正し施行する。
この規程は令和7年8月4日より改正し施行する。